


■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

***** : 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC : 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

 : パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし : 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 UTokyo OCW 朝日講座「知の冒険」
Copyright 2015, 森肇志

The University of Tokyo / UTokyo OCW The Asahi Lectures “Adventures of the Mind”
Copyright 2015, Tadashi Mori

朝日講座2014 共に生きるための知恵

国際社会における共生の法

森肇志(法学部)

国際法

- 「主として主権国家相互の関係を規律する法」
 - ・ 主として＝国際組織や個人
 - 「国際社会を規律する法」
 - ・ 主権＝君主が権力を独占、なににも従属しない
(中世の封建制と対比)

「主として主権国家相互の関係を規律する法」(1)

- 法の定立→相互の合意
- 明示の合意→条約
 - ・日米安全保障条約、国際連合憲章、京都議定書
 - ・ポスト京都議定書、2015秋のパリ会議
- 黙示の合意→国際慣習法
- 「国際法は穴だらけ」→「作って埋める努力」

「主として主権国家相互の関係を規律する法」(2)

- 法の執行→国際社会の警察官？
国際連合安全保障理事会？
アメリカ？
- 紛争解決→裁判？
- 条約の履行確保手続
e.g., 国家報告制度、補助の制度化・・・
- 分権的←→集権的

国際法

- 国家の領域： 島は誰のものか？・・・
- 海洋、空、宇宙： 海洋法条約、くろまぐろ漁獲規制、宇宙条約・・・
- 人権の保護： 人権条約・・・
- 環境の保護： 京都議定書、生物多様性条約・・・
- 経済の規制： WTO、EPA、TPP・・・
- 武力行使の規制
などなど

武力行使の規制：共生の基礎

- ~19世紀末：戦争は禁止されていなかった
 - 勢力均衡・同盟政策
 - 第1次世界大戦（三国同盟vs.三国協商）
- 戦間期：戦争違法化
 - 国際連盟（1919）、不戦条約（1928）
- 第2次世界大戦：国際連合（1945）
 - 武力不行使原則（国連憲章2条4項）

武力不行使原則で世界の平和は守れるか？ 国家の安全は守れるか？

- 集団的安全保障体制(国連憲章第7章)
 - 安全保障理事会
 - 平和に対する脅威・平和の破壊・侵略行為の認定(39条)
 - 軍事的・非軍事的措置(41条、42条)
 - 国連軍(43条)
- 自衛権(51条)
 - 個別的自衛権と集団的自衛権

国連の集団安保体制は機能してきたのか？(1)

- 国連軍は存在しない
 - ・特別協定が必要(43条)
- 常任理事国の拒否権(27条3項)
 - ・アメリカ、ロシア(ソ連)、中国、イギリス、フランス
 - 大国間の衝突には無力

国連の集団安保体制は機能してきたのか？(2)

- 軍事的措置の容認

- 湾岸戦争多国籍軍(1991)

- ソマリア、ボスニア、ハイチ、ルワンダ、コンゴ民主共和国、アルバニア、中央アフリカ共和国、コソボ、東ティモール、アフガニスタン・・・

- 限界：参加国の意向

- 日本は今後も参加しない(安倍首相発言)(?)

国連の集団安保体制は機能してきたのか？(3)

- 国連平和維持活動(PKO)

- (1) 停戦や撤退等の監視等

- (2) 文民活動

- (警察、行政、選挙、復旧、人権保護、難民帰還・・・)

- (3) 平和強制との結合現象

- ・ノーベル平和賞(1988)

- ・18のミッション、約10万人の要員(2014.5)

- ・限界:活動参加国の意向

- ・日本(PKO参加5原則①停戦合意、②同意、③中立性、④撤収、

- ⑤要員の生命等の防衛のために必要な最低限度の武器使用)

国連の集団安保体制は機能してきたのか？(4)

- 非軍事的措置

- 「平和に対する脅威」概念の拡大

- 国家間の侵略

→ 内戦、人権・人道法違反、民主主義的原則の侵害、テロリズム

- 個人責任の追及

- 国際刑事裁判所(旧ユーゴスラヴィア、ルワンダ、常設裁判所・・・)

- スマート・サンクション(個人資産の凍結・送金禁止・旅行禁止・・・)

- 実効性強化

- 制裁委員会の活動強化

国際法上の集団的自衛権とはなにか？

- 「一国に対する武力攻撃について、直接に攻撃を受けていない他国も共同して反撃に加わるための法的根拠」
 - ・ A国がB国を攻撃した際、C国やD国がB国に助勢する根拠
- 集団的安全保障体制を補完するもの
- 乱用のおそれ（武力攻撃の発生、とるべき措置を安保理でなく各国が判断）

集団的自衛権の行使とされる例

- 集団的安全保障体制を補完するもの
 - ・ 湾岸戦争(1990 - 1991)
 - ・ アフガニスタンへの攻撃(2001 - 2002)
- 集団的自衛権概念の乱用
 - ・ ヴェトナム戦争(1965 - 1975)
 - ・ アフガニスタン侵攻(1979 - 1989)

日本国憲法と集団的自衛権

- 「国際法上保有するが、憲法9条が課す制約により行使できず」(従来の政府解釈)
- 「憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った」(2014閣議決定)

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」
(2014年7月1日閣議決定資料)

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置(3)より引用
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>

2014閣議決定(1)

- ・日本国憲法施行後の安全保障環境の根本的変容
 - ・国連軍は実現の目処なし
 - ・パワーバランスの変化
 - ・技術革新の急速な進展
 - ・大量破壊兵器・弾道ミサイルの開発・拡散
 - ・国際テロなどの脅威
 - ・アジア太平洋地域の緊張
 - ・脅威が世界のどこで発生しても日本に直接影響

→一国のみで平和を守ることはできない

2014閣議決定(2)

「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。・・・憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。」

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」
(2014年7月1日閣議決定資料)

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置(3)(4)より引用
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>

「従来の政府見解の基本的な論理」(1)

- 憲法9条(戦争の放棄)
- 憲法前文(国民の平和的生存権)
- 憲法13条(生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利)

「従来の政府見解の基本的な論理」(2)

「憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。」

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」
(2014年7月1日閣議決定資料)

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置(2)より引用
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>

「従来の政府見解の基本的な論理」(3)

「一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。」

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」
(2014年7月1日閣議決定資料)

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置(2)より引用
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>

2014閣議決定(3)

- 「我が国と密接な関係にある他国」？
- 「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」？

→ 今国会、とくに5月連休後の国会で議論（要注目！）

➡ 国際法上の集団的自衛権との違いは？

視野を広く！

* 集団的自衛権

- ↑ ・自衛隊は違憲
 - ・現在の立場＝集団的自衛権：保有すれど行使できず
 - ・閣議決定の立場＝限定的容認
- ↓ ・憲法改正→より広く容認

* 国連の集団安全保障体制内の活動

- ↑ ・PKOに不参加
 - ・現在の立場＝PKOに参加－最低限度の武器使用
 - ・閣議決定の立場＝任務遂行のための武器使用
- ↓ ・多国籍軍にも参加？

グループワークのテーマ

- 日本は今後国際社会における諸国家の共生にどのような役割を果たすべきだろうか？
 - どのような場合に集団的自衛権を行使していくべきか？
 - 国連の集団安全保障体制の中でどのような役割を果たすべきか？

参考文献

- ① 森肇志「国際法から考える集団的自衛権」『潮』2013年12月号
- ② 森肇志「国際法における集団的自衛権の位置」
『ジュリスト』1343号(2007年)
- ③ 小寺彰他編『講義国際法』(有斐閣・第2版・2010年)
第17章「武力行使の規制と国際安全保障」
- ④ 森肇志『自衛権の基層』(東大出版会・2009年)
- ⑤ 森肇志「国際法における法の実現手法」
佐伯仁志編『岩波講座 法の動態II』(岩波書店・2014年)